

要件事項	<p><航空／海上業務> 関税等更正請求事項登録における入力チェックの変更</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 「関税等更正請求事項登録業務（KKA）」業務において、「内国消費税等更正請求前種別コード」、「内国消費税等更正請求後種別コード」欄に、先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力があり、輸入申告年月日欄に入力された日付が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内でない場合は、エラーとなる。</p>
	<p><変更後仕様> 「関税等更正請求事項登録業務（KKA）」業務において、「内国消費税等更正請求前種別コード」、「内国消費税等更正請求後種別コード」欄に、先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力があり、輸入申告年月日欄に入力された日付が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内でない場合は、エラーとせず注意喚起メッセージを出力し、正常終了する。</p>

1. 変更内容

(1) オンライン業務の変更

(A) KKA業務の変更

(a) 入力チェックの廃止

内国消費税等更正請求前種別コード、内国消費税等更正請求後種別コード欄に先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力がある場合に行われている以下の入力チェックを廃止する。

輸入申告年月日欄に入力された日付が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限内であること。ただし、特例申告期限日欄に入力がある場合はチェックを行わない。

(b) 注意喚起メッセージの追加

内国消費税等更正請求前種別コード、内国消費税等更正請求後種別コード欄に先頭1桁が「F」または「A」の内国消費税等種別コードの入力があり、以下の条件に合致する場合は、注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する処理を追加する。

輸入申告年月日欄に入力された日付が内国消費税等種別DBに登録されている有効期限外である。ただし、特例申告期限日欄に入力がある場合は対象外とする。

注意喚起メッセージの内容は以下の通りとする。

処理結果コード	内容	処置
W0002-0000-0000	入力された内国消費税等種別コードが輸入申告年月日欄に入力された日付において有効でない。	内国消費税等種別コードまたは輸入申告年月日を確認し、間違いがなければ関税等更正請求を行う。

なお、併せて、既存のKKA業務入力画面（処理結果コード「W0001-0000-0000」）の出力条件と合致した場合は、「W0001-0000-0000」「W0002-0000-0000」の順に、出力する。

2. 変更対象業務

<オンライン業務>

- ・「関税等更正請求事項登録（KKA）」業務

3. 特記事項

- (1) 個別項目
特になし

4. 添付資料

- (1) 6N 改変 19-39_KKA_本文 Air_Sea

5. リリース予定日／サービス開始予定日

端末資材：2019年03月15日（日）04：00